

第 2 4 5 回 定 例 会
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(令 和 2 年 9 月 7 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 令和 2年 9月 7日 午前10時00分開議
午前11時42分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（20人）

委員長	白井二郎	副委員長	佐藤広政
委員	佐藤武	委員	工藤祥子
”	杉浦弘樹	”	東健而
”	野中貴健	”	佐賀英生
”	斉藤孝昭	”	山本留義
”	富岡直哉	”	村中浩明
”	鎌田ちよ子	”	住吉年広
”	濱田栄子	”	富岡幸夫
”	岡崎健吾	”	原田敏匡
”	佐々木隆徳	”	浅利竹二郎

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎
副市	長	鎌田光治
副市	長	川西伸二
公営企業	管理者	村田尚
総務部	部長	吉田真
総務部	理事市長公室	長 千代谷賀士子
企画	政策部	部長 松谷勇
福祉	部	部長 須藤勝広
健康	づくり推進	部長 中村智郎
都市	整備部	部長 中里敬
大畑	庁舎所	長 伊藤大治郎
会計	管理者	野藤賀範
監査	委員事務局	長 田中宏司

上下水道局長	濱谷重芳
福祉部政策推進監福祉政策課長	工藤淳一
上下水道局政策推進監経営課長	眞野修司
上下水道局副理事水道課長	川島一彦
上下水道局副理事下水道課長	中村亨
企画政策部企画調整課長	福山洋司
財務部財務課長	石橋秀治
財務部税務課長	飯田啓太郎
福祉部高齢者福祉課長 地域包括支援センター所長	吉田由佳子
福祉部高齢者福祉課総括主幹	畑中正行
健康づくり推進部国保年金課長	石田隆司
経済部産業雇用政策課長 勤労青少年ホーム館長	小林睦子
都市整備部 まちづくり推進課総括主幹 官民連携推進室長	笠井俊介
大畑庁舎市民生活課長	菅原賢一郎
上下水道局水道課総括主幹	中村満
上下水道局水道課総括主幹	立花永咲
上下水道局水道課総括主幹	太田貢
総務部総務課主幹	井戸向秀明
福祉部高齢者福祉課主幹 老人憩いの家所長	川端直子
福祉部高齢者福祉課 地域包括支援センター医療主幹	辻郁子
健康づくり推進部 国保年金課主幹	野坂ゆみ
健康づくり推進部 国保年金課主幹	坂本望生
大畑庁舎市民生活課主幹	濱谷希帆子
上下水道局経営課主幹	櫻田誠
上下水道局経営課主幹	川村悟
上下水道局下水道課主幹	本田正大
上下水道局経営課主任主査	佐藤大輔
総務部総務課主査	畑中佳奈

○事務局出席者

事務局長 佐藤孝悦 次 長 中野敬三

總括主幹 青山 諭
主 幹 堂 崎 亜希子

主 幹 葛 西 信 弘
主任主査 井 田 周 作

(午前10時00分 開議)

○委員長(白井二郎) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は20人で定足数に達しております。

これより前回に引き続き令和元年度各会計決算の審査を行います。

前回は、議案第76号 令和元年度むつ市一般会計歳入歳出決算までの審査が終わっておりますので、本日は議案第77号 令和元年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算から審査してまいります。

議案第77号 令和元年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長(中村智郎) おはようございます。それでは、議案第77号 令和元年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の563ページ、タブレット端末では286ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税についてであります。調定額17億3,120万2,848円に対しまして、収入済額は12億3,413万9,999円となっております。不納欠損額は5,930万3,360円で、徴収権の消滅時効等により不納欠損処分としております。

次に、決算書の567ページ、タブレット端末では288ページに移りまして、第2款使用料及び手数料についてであります。これは国保税の督促手数料で、調定額、収入済額ともに同額の87万1,270円となっております。

次に、決算書の569ページ、タブレット端末では289ページに移りまして、第3款国庫支出金は、令和2年3月から運用が開始されます被保険者の個人単位に伴う国保関連システムの改修経費に係る補助金の交付により、調定額、収入額ともに同額の214万5,000円となっております。

次に、決算書の571ページ、タブレット端末では290ページに移りまして、第4款県支出金は、調定額、収入済額ともに同額の43億6,334万3,551円となっております。

次に、決算書の573ページ、タブレット端末では291ページに移りまして、第5款財産収入は、財政調整基金利子収入で、決算額は35円となっております。

次に、決算書の575ページ、タブレット端末では292ページに移りまして、第6款繰入金についてであります。これは国民健康保険税の軽減に伴う保険基盤安定繰入金等の一般会計繰入金でありまして、調定額、収入済額とも

に同額 5 億 7,771 万 2,000 円となっております。

次に、決算書の 577 ページ、タブレット端末では 293 ページに移りまして、第 7 款繰越金は、ありませんでした。

次に、決算書の 579 ページ、タブレット端末では 294 ページに移りまして、第 8 款諸収入は、税の延滞金、第三者納付金などで、調定額 779 万 8,610 円に対しまして、収入済額は 737 万 381 円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の 585 ページ、タブレット端末では 297 ページをお開き願います。

まず、第 1 款総務費についてであります。支出済額は 1,909 万 1,466 円となっております。そのうち第 1 項総務管理費は、国民健康保険証の郵送費用や国保連合会負担金などで、支出済額は 1,782 万 8,272 円となっております。不用額の主なものは、役務費の郵送費用の残などとなっております。第 2 項運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬などで、支出済額は 83 万 1,322 円となっております。第 3 項趣旨普及費は、優良家庭表彰記念品などで、支出済額は 43 万 1,872 円となっております。

次に、決算書の 589 ページ、タブレット端末では 299 ページに移りまして、第 2 款保険給付費についてであります。支出済額は 41 億 1,664 万 3,662 円となっております。不用額は 1 億 5,446 万 6,338 円ですが、これは保険給付の実績に伴う残となっております。決算書の 589 ページから 592 ページ、タブレット端末では 299 ページから 300 ページがその明細となっております。そのうち第 1 項療養諸費は、保険給付費全体の 86.1% を占め、支出済額は 35 億 4,505 万 3,413 円となっております。第 2 項高額療養費は、支出済額 5 億 5,662 万 3,169 円となっております。次に、決算書の 591 ページ、タブレット端末では 300 ページに移りまして、第 3 項移送費は、支出がありませんでした。第 4 項出産育児諸費は、支出済額 921 万 7,080 円となっております。第 5 項葬祭諸費は、支出済額 575 万円となっております。

次に、決算書の 593 ページ、タブレット端末では 301 ページに移りまして、第 3 款国民健康保険事業費納付金についてであります。この費目は平成 30 年度の国保制度改革により新設された費目でありまして、財政運営の責任主体となる県に国保税などを財源に納付するもので、支出済額は 15 億 9,748 万 7,944 円となっております。第 1 項医療給付費分は、支出済額 11 億 327 万 4,696 円、第 2 項後期高齢者支援金等分は、支出済額 3 億 7,067 万 6,020 円、第 3 項介護納付金分は、支出済額 1 億 2,353 万 7,228 円となっております。

次に、決算書の 595 ページ、タブレット端末では 302 ページに移りまして、第 4 款共同事業拠出金についてであります。これは退職者医療制度の退職

者把握に係る義務的経費でありまして、支出済額は1,200円となっております。

次に、決算書の597ページ、タブレット端末では303ページに移りまして、第5款財政安定化基金拠出金は、支出がございませんでした。

次に、決算書の599ページ、タブレット端末では304ページに移りまして、第6款保健事業費は、被保険者の健康増進などのために行う事業に要した経費で、支出済額は6,099万1,730円となっております。不用額1,419万3,270円につきましては、特定健康診査や特定保健指導の委託費の残等となっております。決算書の599ページから604ページまで、タブレット端末では304ページから306ページが、その明細となっております。そのうち第1項特定健康診査事業費は、支出済額3,756万5,089円となっております。第2項保健事業費は、レセプト点検に要した費用、医療費通知事業及び人間ドック委託料などの経費で、支出済額2,342万6,641円となっております。

次に、決算書の605ページ、タブレット端末では307ページに移りまして、第7款基金積立金は、財政調整基金の利息の積立てとして、支出済額は35円となっております。

次に、決算書の607ページ、タブレット端末では308ページに移りまして、第8款公債費は、支出がございませんでした。

次に、決算書の609ページ、タブレット端末では309ページに移りまして、第9款諸支出金についてであります。これは税の還付金、さらには超過交付となりました県支出金の精算に伴う返還金、川内、脇野沢診療所運営費分の繰出金などで、支出済額は1億2,469万630円となっております。不用額の主なものは、乳児や妊産婦に係る市単独事業の現物給付の精算に伴う返還金の確定による残となっております。

次に、決算書の611ページ、タブレット端末では310ページに移りまして、第10款予備費についてであります。これは第1款総務費の一般管理費、第9款諸支出金へ304万3,369円を充用しております。

なお、令和元年度の歳入歳出決算書は、決算書の553ページから558ページ、タブレット端末では281ページから283ページに掲載しておりますが、最終的に歳入総額61億8,558万2,236円、歳出総額が59億1,890万6,667円となったことから、差引き2億6,667万5,596円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金につきましては、全額を財政調整基金に積立てしております。

以上をもちまして、令和元年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤孝昭

委員。

○委員（斉藤孝昭） 歳入の国民健康保険税についてお聞きしたいと思います。

毎年なのですけれども、調定額に対して税を払ってくれる人の割合、この令和2年度については約3割近い方が税を払っていないことになってはいますが、この背景にはどんなことがあるのか。そして、この3割の方が税を払わないことに対して、行政側はどのようなふうを考えて対応しているのかお知らせいただきたいと思います。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

令和元年度決算におきましても、収入未済額が約4億3,800万円ということで発生してございます。この額につきましても、例年徐々にではあります。減ってきているというところがございます。この対策としまして、先日一般会計の際にも税務調整監のほうからお伝えしましたが、現年度の課税分、こちらについては収納率が93.49%となっております。それに対しまして過年度分、滞納繰越分ではありますが、こちらが13.66%という収納率となっております。税務課と連携いたしまして、この現年度の収納に努めまして、滞納とならないように対策をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 言っていることはよく分かるのですけれども、やはり税の全体の約3割近い方が払っていない、または払えないという状況は、どう考えても原因があるだろうと。国保税については、高いので安くしてもらえないかという話をよく聞かされます。本当に高い、払えない額なのか、または払えるのだけれども払わないのか、または払いたくても払えないのか、それぞれ事情はあるかも分かりませんが、どちらにしても約3割の方が税を納めていないということは、やはりどう考えても対策が必要だろうというふうに思っています。一生懸命頑張っている方々に対しても、当然行政からの払っていない方、払えない方に対する指導または助言、できるだけ払えるような環境をつくってあげることが必要だと思っています。

毎年のように同じようなことをしても、なかなかこれがうまく進まないのであれば、やはり新しい考えで進ませるべきだと思いたいますが、そのところはどうか。

○委員長（白井二郎） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

まず、3割の方が支払いいただけていないのではなくて、徴収率というこ

とですので、調定に対してそういった、過年度分を含めるとそこまで徴収率が落ちるということでもありますので、現年度の方は全て93%お支払いいただいている状況でございます。

この滞納されている過年度分につきましては、所得調査とかそういったものを徹底いたしまして、課税対象として調定として計上するのが適切かどうかも含めまして、検討させていただきます。

以上です。

○委員長（白井二郎） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） そのとおりだと思います。しかしながら、その累積でこうやって調定額に対して3割の分が入ってこないということになっているということは、当然会計にそれなりの影響があるのだろうなどは思っていますし、いつも話題になりますこの国保税については、やはりもう少し踏み込んでいろんなやり取りをすべきだと思いますが、どうなのでしょう。

○委員長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

我々滞納についての処理というのは、非常に難しさを感じる分野の一つだと思います。それは、十分にご理解いただけると思うのですが、そういう中で我々一昨年からですか、平成29年度から青森県市町村税滞納整理機構のほうに外部委託をして、少しこの徴収についてお手伝いをさせていただいているということをご紹介申し上げたいと思いますし、先ほど部長が言ったように、3割というのが直接3割ということではないということもご理解いただきたいと思います。現年度の分でいくと、93.49%の方々は納税していただいているということですし、そもそも頑張って払うとか、頑張って払わないとかではなくて、税は義務ですので、しっかりとまずは払っていただけるように私たちとして取り組んでいるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 604ページ、第6款第2項の糖尿病重症化予防事業について、昨年度の効果というか、そういうことをお知らせください。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お知らせいたします。

むつ総合病院と連携の会議などを開きまして、通院が滞っている方などに対して通院を促すというような事業をしていますほか、様々な協力体制、病院と協力体制を取って、糖尿病の方の通院が滞らないような対策をさせていただきます。

○委員長（白井二郎） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子）　　ということは、もう既に糖尿病の方だけに対する事業ということになりますか。例えばちょっと手前の予備群に対しては事業はなされていないということですか。

○委員長（白井二郎）　　国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司）　　糖尿病の手前に腎臓が悪いというようなところがありまして、その方に対しても何かできないかということで、連携を取って進めたいと考えてございます。

○委員長（白井二郎）　　濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子）　　この問題は、大きい問題だと思っておりますので、やはり透析に入ってしまうと、なかなかそこから抜け切れないということですので、広く事業展開していただきたいなと思います。

終わります。

○委員長（白井二郎）　　ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子）　　斉藤委員からも質疑が出ましたけれども、全国的に国保税は高くて払えないという、そういう意見が寄せられている制度です。ほかの保険制度に比べると、国保の対象者は年金者だとか、職を持っていない方だとか、本当に大変な方が加入しているこの制度なのですけれども、収納率がそれでも現年分は93.49%だということは、私もちょっと調べましたけれども、減免条項、このことについてもむつ市はもう少し使いやすいように研究する必要があると思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○委員長（白井二郎）　　国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司）　　お答えいたします。

　　軽減制度でございますが、7割、5割、2割という軽減が所得によってございまして、約66%の方がこれに該当しているということでありまして、適切に運用させていただいていると考えてございます。

○委員長（白井二郎）　　工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子）　　今コロナの減免については、どんどん申請者が増えていくようですけれども、本当に病気の方だとか、災害だとか、特別な事情がなければ、なかなか減免できないというこの制度をもう少し私、研究していくべきだと思います。

　　確かに払いたくても払えないという人がいるけれども、私たち上から見ますと、どうしてかという議論はいつも出ます。でも私のところに寄せられたご相談なんかでは、短期被保険者証で医者にかかれないとか、そういうふうな相談なんかがあるのでございますけれども、短期被保険者証の発行、資格証明書の発行はどのくらいあるのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

短期の被保険者証でございますが、令和元年6月1日現在ですと512世帯、令和2年6月1日現在ですと459世帯となっております。また、先ほど短期被保険者証で病院にかかれないということをおっしゃいましたが、そのようなことはございませんので、よろしく願いいたします。

（「資格」の声あり）

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） 資格証明書のほうでございますが、これは令和元年6月1日現在で127世帯、令和2年6月1日現在では138世帯となっております。

○委員長（白井二郎） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 短期被保険者証の方については、子供は配慮するとか、納入する相談に応じてむつ市のほうでは病院にかかれるようにしているということでは、その配慮に対しては本当によかったと思っています。

2018年から国保の都道府県化が始まって2年たち、黒字になっているということは本当によかったと思っておりますけれども、これからの問題として、収納率向上とか医療費の削減にどのくらい努力しているかということで、標準保険料率を統一するという問題、方向も出されていますけれども、この問題はどのように進んでいるのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

ただいまのお尋ねであります、決算審査の場でございますので、回答を差し控えさせていただきたいと存じます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第77号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第78号 令和元年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） それでは、議案第78号 令和元年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の625ページ、タブレット端末では317ページをお開き願います。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料は、調定額2億7,173万5,800円に対しまして、収入済額は2億7,175万9,800円となっております。還付未済額2万4,000円を除いた収入済額は、調定額と同額となっております。

第2目普通徴収保険料は、調定額9,770万5,900円に対しまして、収入済額は9,545万6,400円となっており、収納率は決算書に明示しておりませんが、現年分が98.4%、滞納繰越分が67.9%、普通徴収全体では97.7%となっております。収納率を前年度と比較しますと、普通徴収現年分が0.2ポイントの減、滞納繰越分が1.6ポイントの増、普通徴収全体では0.1ポイントの減となっております。

次に、決算書の627ページ、タブレット端末では318ページに移りまして、第2款手数料、第1項手数料、第1目督促手数料であります。調定額、収入済額ともに同額の13万6,300円となっております。

次に、決算書の629ページ、タブレット端末では319ページに移りまして、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目保険基盤安定繰入金は、調定額、収入済額ともに1億6,729万7,221円となっております。これは、低所得者に対する保険料の軽減分を県が4分の3、市が4分の1を負担する保険基盤安定制度により、一般会計で受入れした県負担金1億2,547万2,915円と、市負担金4,182万4,306円の合計額を繰入れしたものであります。

次に、決算書の631ページ、タブレット端末では320ページに移りまして、第4款、第1項、第1目繰越金は、平成30年度会計の剰余金を繰越したもので、調定額、収入済額ともに677万6,900円となっております。

次に、決算書の633ページ、タブレット端末では321ページに移りまして、第5款諸収入、第1項延滞金、第1目延滞金につきましては、収入がありませんでした。第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付は、調定額、収入済額ともに1万4,500円となっております。第2目還付加算金及び第3

項雑入、第1目雑入については、収入がありませんでした。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の637ページ、タブレット端末では323ページをお開き願います。

初めに、第1款、第1項、第1目後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料と保険基盤安定制度負担金を後期高齢者医療広域連合に納付したものでありまして、支出済額は5億3,360万8,621円となっております。内訳につきましては、平成31年2月までに広域連合に報告いたしました保険料納付金3億6,631万1,400円と保険基盤安定納付金1億6,729万7,221円となっております。

なお、不用額398万5,379円についてであります。これは納付金が確定したことによるものでございます。

次に、決算書の639ページ、タブレット端末では324ページに移りまして、第2款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、支出済額が1万4,500円となっております。なお、不用額98万5,500円についてであります。保険料還付金が当初の見込みより減少したことによるものであります。第2目還付加算金は、ございませんでした。第2項繰出金、第1目一般会計繰出金は、支出済額が13万3,600円となっております。

なお、令和元年度の歳入歳出決算書は、決算書の617ページから620ページ、タブレット端末では313ページから314ページに掲載しておりますが、最終的に歳入総額が5億4,144万1,121円、歳出総額が5億3,375万6,721円となり、差引き768万4,400円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金につきましては、令和2年度へ全額繰越しすることとしております。

以上をもちまして、令和元年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） この後期高齢者医療ですけれども、保険料の軽減率がどんどん悪くなっている、市民の立場からいうと、軽減が下がって負担増になっている制度です。このときの予算審査特別委員会で、むつ市民何人の方がこの負担増の対象になっていきますかということと、合計でどのくらいの市民の負担額ですかということで私お聞きしましたら、予算審査特別委員会の中では、むつ市民2,800人が負担増の対象、そして合計額1,148万円が負担増になっているという答弁でしたけれども、決算はいかがでしょうか。

○委員長（白井二郎） 国保年金課長。

○健康づくり推進部国保年金課長（石田隆司） お答えいたします。

保険料の減額についてでございますが、これは国の制度の減額となっているということでございます。世帯の所得によって、33万円以下の場合、令和元年度ですと8.5割減額などとなっているところでございます。

申し訳ありません、いつの予算のときでしょうか。

(「委員長、いつの予算かちょっと不明確でお答えできないのですが、その話をお伺いしてよろしいでしょうか」の声あり)

○委員長（白井二郎） ただいま工藤祥子委員のほうから質疑ありましたが、事前に明確に数字とかそういうのがなかったものですから、急に言われてもなかなか答弁できないということだと。何とぞその辺のところ。市長。

○市長（宮下宗一郎） 今2,800人、1,148万円ということでの軽減ということでの予算ベースのお話をされました。この決算についてお伺いをされているというふうに認識しているのですが、今伺ったこの2,800人、1,148万円というのは、いつの時点の予算のお話かということをちょっとご確認をさせていただきたいということなのですが、いかがでしょうか。

○委員長（白井二郎） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 申し訳ありませんでした。きちんと細かい数字聞いていくべきでした。本当にすみません。

これは、平成29年度の4月から軽減率が変わったということで、私は平成29年からの負担増、負担対象の拡大だと思っています。これは、後でまた詳しく聞きますので。

確かにむつ市の責任ではない、そういう制度ですけれども、知らない方もたくさんいると思いますので、確認という意味でお聞きしました。よろしいです。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第78号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 具体的な数字は聞けませんでしたけれども、確かに運営主体が県で、青森県後期高齢者医療広域連合議会で決定されたものですが、予算段階でも2,800人、そして負担増も1,148万円という負担増が予想されていましたので、市民の負担に覆いかぶさっていると思います。そういう意味で、私は決算に反対いたします。

○委員長（白井二郎） ほかに発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

議案第78号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者17人、起立しない者2人)

○委員長(白井二郎) 起立多数であります。よって、議案第78号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長(白井二郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第79号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長(濱谷重芳) 議案第79号 令和元年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

下水道事業につきましては、令和2年4月より地方公営企業法の全部を適用し企業会計へ移行したため、令和元年度決算につきましては、令和2年3月末日をもって打切り決算としておりますことにご留意願います。

それでは、決算書の645ページ、タブレット端末では327ページをお開き願います。令和元年度むつ市下水道事業特別会計の決算額ですが、決算書の645ページ、タブレット端末では327ページの歳入合計、決算書の647ページ、タブレット端末では328ページの歳出合計ともに17億7,941万1,193円となっており、歳入歳出額は同額となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。決算書の653ページ、タブレット端末では331ページをお開き願います。

第1款事業収入についてであります。主なものとして、下水道の供用によって受益のある方に対して工事費の一部を負担していただく分担金及び負担金、下水道等に係る使用料などとなっております。収入未済額2,814万2,721円の主なものとして、下水道事業受益者負担金に係る滞納繰越分及び下水道使用料収入の未収額であります。打切り決算の関係上、未収額のうち令和元年度出納整理期間中の収入につきましては、令和

2年度予算において処理するものであります。

次に、決算書の657ページ、タブレット端末では333ページに移りまして、第2款国庫支出金であります。これは公共下水道整備事業に対する国庫補助金であります。

次に、決算書の659ページ、タブレット端末では334ページに移りまして、第3款繰入金についてであります。これは本会計の事務事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、主なものといたしましては、地方債元利償還金に係る繰入金などとなっております。

次に、決算書の661ページ、タブレット端末では335ページに移りまして、第4款繰越金についてであります。これは平成30年度決算における剰余金であります。

次に、決算書の663ページ、タブレット端末では336ページに移りまして、第5款諸収入についてであります。これは平成30年度消費税確定申告による還付金であります。

次に、決算書の665ページ、タブレット端末では337ページに移りまして、第6款市債についてであります。これは下水道整備の財源となります。下水道事業債と資本費の平準化を図る目的で借入れする資本費平準化債であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の669ページ、タブレット端末では339ページをお開き願います。

まず、第1款事業費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります。これは下水道事業全般にわたる事務経費でありまして、主なものといたしましては、下水道課職員6人分の給与費、下水道使用料徴収に係る運営費などとなっております。不用額は562万9,241円で、主なものは13節委託料での319万3,000円となり、これは打切り決算により、下水道台帳更新委託料を令和2年度予算において処理することによるものであります。

次に、決算書の671ページ、タブレット端末では340ページに移りまして、第2目管渠維持費についてであります。これは下水道管渠の維持管理に関わる費用でありまして、主なものといたしましては、マンホールポンプ等の維持管理に係る電気料及び電話料などとなっております。不用額は354万4,997円で、主なものは15節工事請負費の206万5,000円となり、これは下水道管渠について大規模な修繕工事が生じなかったことによるものであります。

次に、第3目処理場管理費についてであります。これは下水処理場4か所の運転維持管理に係る経費でありまして、主なものといたしましては、処

理場運転維持管理業務委託料、電気料などとなっております。不用額2,504万3,895円の主なものは、13節委託料での2,137万1,945円となり、これは打切り決算により、委託料等の一部を令和2年度予算において処理することによるものであります。

次に、決算書の673ページ、タブレット端末では341ページに移りまして、第4目集落排水施設費についてであります。これは脇野沢地区の漁業集落処理施設2か所の維持管理に係る経費でありまして、主なものは施設等維持管理及び汚泥くみ取り運搬業務委託料などとなっております。不用額は165万2,377円で、主なものは13節委託料での105万8,917円となり、これは打切り決算により、委託料等の一部を令和2年度予算において処理することによるものであります。

次に、第2項建設事業費、第1目下水道整備費についてであります。これは下水道整備事業に要した経費でありまして、主なものといたしましては、管渠工事の実施設計業務委託料、下水道管整備の交付金事業などとなっております。不用額は1,910万7,307円で、主なものは15節工事請負費の1,130万5,000円となり、これは工事請負費の入札執行残などによるものであります。

次に、決算書の679ページ、タブレット端末では344ページに移りまして、第2款公債費であります。これは下水道整備のため借入れした地方債及び資本費平準化債の元利償還金であります。不用額は229万8,990円で、主なものは第2目利子の23節、長期債利子での223万8,588円となり、これは借入れ時の利率が当初想定していたよりも低利率であったことなどによるものであります。

以上が令和元年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算のご説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 下水道料金を旧むつ市に合わせるということで、平成29年度、平成30年度、平成31年度の3年間で値上げをするという方針の下で実施され、平成31年度が最後の値上げの年ですけれども、671万円ほどの使用料が市民負担増になるということを予算段階でお聞きしていますが、決算ではどのようなのでしょうか。分かりますでしょうか。

○委員長（白井二郎） 下水道課長。

○上下水道局副理事下水道課長（中村 亨） お答えします。

令和元年度下水道使用料の料金改定における増収額は、地区別に大畑地区268万円、川内地区205万円、脇野沢地区44万円、漁業集落排水処理施設で7

万円、合計524万円となっております。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第79号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 今説明していただきましたけれども、合計で524万円の市民の負担増が計上されている決算ということで反対いたします。

○委員長（白井二郎） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

議案第79号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者2人）

○委員長（白井二郎） 起立多数であります。よって、議案第79号は認定することに決定いたしました。

ここで、11時まで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第80号 令和元年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） それでは、議案第80号 令和元年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書の685ページ、タブレット端末では347ページをお開き願います。

まず、歳入についてであります。一般会計からの繰入金4,552万3,812円となっております。

次に、決算書の687ページ、タブレット端末では348ページに移りまして、歳出についてであります。公債費につきまして、田名部まちなか団地建設事業及び道の駅整備事業に係る長期債の元金4,408万円、利子144万3,812円

となっております。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第80号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 03 分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第81号 令和元年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（須藤勝広） それでは、議案第81号 令和元年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書705ページ、タブレット端末では357ページをお開き願います。

令和元年度むつ市介護保険特別会計歳入総額は、収入済額の合計欄のとおり、66億573万3,065円となっております。

次に、決算書の709ページ、タブレット端末では359ページをお開き願います。歳出総額は、支出済額合計欄のとおり、64億3,038万5,824円となり、歳入歳出差引き1億7,534万7,241円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額財政調整基金に積立しております。

それでは、まず歳入の主な部分についてご説明いたします。決算書の715ページ、タブレット端末では362ページをお開き願います。

第1款保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者の

保険料でありまして、調定額13億2,096万9,097円に対しまして、収入済額は12億8,630万6,489円となっております。不納欠損額は1,003万4,795円で、2年間の時効期間の経過に伴う徴収権の消滅により不納欠損処分としておりません。また、収納率につきましては決算書に明示しておりませんが、現年賦課分で前年度より0.1ポイント減の99.1%、滞納繰越分で前年度より2.2ポイント増の10.3%、全体では前年度の同率の97.4%となっております。

次に、決算書の717ページ、タブレット端末では363ページに移りまして、第2款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る関係町村の負担金で、収入済額は2,470万6,000円となっております。

次に、決算書の719ページ、タブレット端末では364ページに移りまして、第3款使用料及び手数料についてであります。これは介護保険料に係る督促手数料でありまして、収入済額は17万6,335円となっております。

次に、決算書の721ページ、タブレット端末では365ページに移りまして、第4款国庫支出金についてであります。これは介護給付費や地域支援事業に対する国の負担金等でありまして、収入済額は16億3,649万7,074円となっております。

次に、決算書の723ページ、タブレット端末では366ページに移りまして、第5款支払基金交付金についてであります。これは40歳から65歳未満の第2号被保険者の介護保険料に相当し、介護給付費及び地域支援事業見込額の27%が交付されるものでありまして、収入済額は16億5,510万3,956円となっております。

次に、決算書の725ページ、タブレット端末では367ページに移りまして、第6款県支出金についてであります。これは介護給付費や地域支援事業に対する県の負担金等でありまして、収入済額は9億4,382万9,047円となっております。

次に、決算書の727ページ、タブレット端末では368ページに移りまして、第7款財産収入についてであります。これは財政調整基金の運用利子でありまして、収入済額は29円となっております。

次に、決算書の729ページ、タブレット端末では369ページに移りまして、第8款繰入金についてであります。これは本会計の給付費、事務費等に対する一般会計からの繰入金及び財政調整基金繰入金でありまして、収入済額は10億5,852万7,562円となっております。

次に、決算書の731ページ、タブレット端末では370ページに移りまして、第9款諸収入についてであります。これは主に介護報酬返納分でありまし

て、収入済額は58万6,573円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の735ページ、タブレット端末では372ページをお開き願います。

第1款総務費についてであります。これは介護保険業務システムの改修業務委託料や介護認定審査会及び認定調査等に要する経費でありまして、支出済額1億220万6,927円となっております。なお、不用額1,675万7,073円の主な要因といたしましては、要介護認定申請件数の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、決算書の741ページ、タブレット端末では375ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。これは歳出全体の92.5%を占める介護保険制度の各種サービスに係る給付費でありまして、支出済額59億4,583万22円となっております。前年度より927万7,139円、0.2%の減となっております。これは1人当たりのサービス利用料の減少によるものであります。なお、不用額1億3,771万6,978円の主な要因といたしましては、居宅介護サービス給付費等の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、第2款保険給付費の内容につきましてご説明いたします。まず、第1項介護サービス等諸費であります。これは要介護認定を受けた方が利用した各種介護サービスに対する給付費でありまして、支出済額53億8,060万8,060円となっております。主なものといたしましては、第1目居宅介護サービス給付費23億8,679万6,228円、認知症対応型共同生活介護サービス等に係る第3目地域密着型介護サービス給付費7億5,253万1,235円、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の入所に係る第5目施設介護サービス給付費19億130万9,381円などとなっております。

次に、決算書の743ページ、タブレット端末では376ページに移りまして、第2項介護予防サービス等諸費であります。これは介護度の低い要支援の方々を対象とした各種介護予防サービスに対する給付費でありまして、支出済額8,925万9,295円となっております。

次に、決算書の745ページ、タブレット端末では377ページに移りまして、第3項その他諸費は、介護給付に係る審査支払手数料でありまして、支出済額592万4,169円となっております。

次に、第4項高額介護サービス等費は、サービス利用者の1か月に支払った負担額が一定の上限額を超えた場合に支払われる給付費でありまして、支出済額1億5,806万4,261円となっております。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費は、所得の低い方が介護保険施

設を利用する場合の食費及び居住費負担の軽減に要する給付費でありまして、支出済額 2 億 9,407 万 9,952 円となっております。

次に、決算書の 747 ページ、タブレット端末では 378 ページに移りまして、第 6 項高額医療合算介護サービス等費は、医療保険制度と介護保険制度の両制度の限度額を適用した後に世帯内の 1 年間の自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合に支払われる給付費でありまして、支出済額 1,789 万 4,285 円となっております。

次に、決算書の 749 ページ、タブレット端末では 379 ページの第 3 款地域支援事業費についてであります。これは介護予防等の事業に係る経費でありまして、支出済額 2 億 5,475 万 5,765 円となっております。なお、不用額 2,773 万 2,235 円の主な要因といたしましては、介護予防・生活支援サービス事業費の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、第 3 款地域支援事業費につきまして、主なものをご説明いたします。

まず、第 1 項介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。これは訪問型サービス及び通所型サービス事業に係る経費でありまして、支出済額 1 億 3,398 万 6,798 円となっております。

次に、第 2 項一般介護予防事業費についてであります。これは介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業等の経費でありまして、支出済額 1,262 万 5,535 円となっております。

次に、決算書の 753 ページ、タブレット端末では 381 ページに移りまして、第 3 項包括的支援事業費・任意事業費についてであります。これは地域包括支援センター運営経費や高齢者権利擁護事業等の経費でありまして、支出済額 1 億 751 万 3,094 円となっております。

次に、決算書の 763 ページ、タブレット端末では 386 ページに移りまして、第 5 款基金積立金についてであります。これは財政調整基金の運用利子を基金に積立したものでありまして、支出済額 29 円となっております。

次に、決算書の 767 ページ、タブレット端末では 388 ページに移りまして、第 7 款諸支出金についてであります。これは保険料の更正のための還付金と給付費の精算に伴う国・県支払基金への償還金でありまして、支出済額 1 億 2,759 万 3,081 円となっております。

以上が令和元年度介護保険特別会計の歳入歳出決算の説明であります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 今最後の説明にもあったわけですがけれども、支払基金へ

返還するというので、今年度の決算におきましては、歳入が66億573万3,065円、歳出は64億3,038万5,824円で、1億7,534万7,241円の黒字ですが、審査意見書によりますと、この剰余金は令和2年度全額財政調整基金に積み立てるとしてありますが、大部分は交付金精算のため、令和2年度中に国・県に返還となるとあります。この返還しなければならない基準というものは、当初見込みと歳入はそれほど差異はないと思っていましたけれども、歳出について、先ほど生活支援サービス等が下回ったという報告もありましたけれども、どういった基準で返還しなければならないのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 高齢者福祉課長。

○福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（吉田由佳子） お答えいたします。

保険給付等におきまして、国の示す計算方法によりまして負担金等を見込んでいくところがございますけれども、対前年度の保険給付費の伸び率等が見込みを下回るということによって返還しなければならないものでございます。

○委員長（白井二郎） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） そうすれば、昨年度も1億数千万、平成30年度ですか、そして令和元年も1億数千万の返還になるということなのですかけれども、介護保険を抑えるというようなことには続かないのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 高齢者福祉課長。

○福祉部高齢者福祉課長地域包括支援センター所長（吉田由佳子） 保険給付費を抑制するということではございませんで、国・県の負担する割合というものが法定で決められておりまして、その実績の金額によりまして、国や県の負担金等が返還になるというものでございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第81号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前 11時 21分 休憩

午前 11時 22分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第82号 令和元年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（伊藤大治郎） それでは、議案第82号 令和元年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書775ページ、タブレット端末では392ページをお開き願います。

令和元年度の決算は、歳入は799万1,742円、決算書777ページ、タブレット端末では393ページに移りまして、歳出は799万1,742円と同額となっております。

それでは、まず歳入からご説明いたします。決算書783ページ、タブレット端末では396ページをお開き願います。

まず、第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目使用料についてありますが、これは魚市場使用料で、公衆電話ボックスの設置及び自動販売機の設置に係る使用料となっております。

次に、決算書787ページ、タブレット端末では398ページをお開き願います。第3款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてありますが、これは一般会計からの繰入金となっております。

次に、決算書791ページ、タブレット端末では400ページをお開き願います。第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入についてありますが、これは消費税及び地方消費税還付金及び卸売業者からの契約保証金に係る預金利息となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書795ページ、タブレット端末では402ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてありますが、これは消耗品費となっております。第2目運営審議会費については、大畑町魚市場運営審議会委員報酬及び費用弁償となっております。

次に、決算書797ページ、タブレット端末では403ページをお開き願います。第2款施設費、第1項魚市場施設費、第1目魚市場施設費についてでありま

すが、これは魚市場施設の保険料、施設用地の占用料、青森県魚市場協会及び大畑地区産地協議会への負担金となっております。

次に、決算書799ページ、タブレット端末では404ページをお開き願います。第3款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子についてであります。これは魚市場整備事業に関する事業債の元金償還金及び利子となっております。

以上が令和元年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ここは、指定管理もありますけれども、魚市場運営審議会についてちょっとお聞きいたします。

去年のお話の中でどういった議題等が上がったのか、把握してありましたらお知らせください。

○委員長（白井二郎） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（伊藤大治郎） お答えいたします。

大畑町魚市場運営審議会の今年の議題ということですが、報告事項といたしまして、借受人の状況について、取扱高の状況について、魚市場事業特別会計決算見込み、予算状況について、指定管理施設運営状況についての報告がございました。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 運営についての具体的な意見等は、把握しておりませんか。

○委員長（白井二郎） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（伊藤大治郎） 繰り返しになりますけれども、運営につきまして、取扱高の状況及び魚市場事業特別会計の決算と予算、また指定管理施設の中間評価というものが議題となっております。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第82号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたし

ます。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

- 委員長(白井二郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第83号 令和元年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

- 上下水道局長(濱谷重芳) 議案第83号 令和元年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明いたします。別冊となっておりますむつ市水道事業会計決算書の7ページ、タブレット端末では10ページをお開き願います。

下段の令和元年度むつ市水道事業剰余金処分決算書(案)ですが、令和元年度水道事業会計の未処分利益剰余金2億4,217万9,589円のうち、純利益相当分の1億3,154万3,663円を繰越利益剰余金とし、その他未処分利益剰余金変動額相当分の1億1,063万5,926円を資本金へ組み入れる処分をするため提案するものであります。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長(白井二郎) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

これで議案第83号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(白井二郎) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第84号 令和元年度むつ市水道事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長（濱谷重芳） 議案第84号 令和元年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。決算書は別冊となっております。

決算書の1ページ、タブレット端末では4ページをお開き願います。決算報告書であります。予算額が消費税及び地方消費税を含んで計上されておりますので、決算額も税込みで計上されております。

まず、（1）収益的収入及び支出、収益的収入についてであります。第1款水道事業収益の決算額は17億6,981万203円となっております。この内訳であります。第1項営業収益は、主たる営業活動から生ずる収益で、主なものといたしましては、水道料金などとなっております。

第2項営業外収益は、金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益でありまして、主なものといたしましては、一般会計負担金、長期前受金戻入などとなっております。

第3項特別利益は、当年度の経常収益からは除外すべき利益でありまして、車両売却に係る固定資産売却益及び過年度分に係る長期前受金となっております。

次に、収益的支出であります。第1款水道事業費用の決算額は15億8,356万2,019円となっております。この内訳であります。第1項営業費用は、主たる営業活動に要する費用でありまして、主なものといたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、業務費、総係費の部門別経費のほか、減価償却費などとなっております。

第2項営業外費用は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動以外の費用でありまして、主なものといたしましては、支払利息などとなっております。

第3項特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失でありまして、不納欠損等に係る過年度損益修正損となっております。

不用額4,626万3,981円の主なものは、営業費用の水道施設に係る修繕費及び水道施設管理に係る委託料等の執行残などとなっております。

次に、決算書の3ページ、タブレット端末では6ページに移りまして、（2）資本的収入及び支出は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもの

であります。

まず、資本的収入の決算額は7億2,000万7,300円となっております。この内訳であります。第1項企業債は、水道管路緊急改善事業及び水道施設整備事業等に充てる企業債借入金、第2項一般会計負担金は、企業債償還等に充てる一般会計からの繰入金、第3項国庫補助金は、水道管路緊急改善事業に充てる国からの交付金、第4項その他資本的収入は、上下水道料金システム購入等に伴う下水道事業会計の負担金、第5項固定資産売却代金は、車両の売却代金となっております。

企業債の借入れ状況につきましては、決算書の25ページ、タブレット端末では28ページ上段の（ア）企業債の概況を御覧いただきたいと存じます。

次に、資本的支出の決算額は、14億1,053万4,354円となっております。この内訳であります。第1項建設改良費は、建設改良事業に要する費用でありまして、詳細については決算書の16ページ、タブレット端末は19ページから（1）建設改良工事の概況を御覧いただきたいと存じます。

決算書の3ページ、タブレット端末では6ページに戻りまして、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に要する費用でありまして、詳細については決算書の25ページ、タブレット端末では28ページの中段、（イ）令和元年度企業債の償還状況及び決算書の33ページ、タブレット端末では36ページからの企業債明細書を御覧いただきたいと存じます。

不用額4,889万1,326円の主なものは、建設改良費の配水管整備事業の執行残などとなっております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億9,052万7,054円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、決算書の5ページ、タブレット端末では8ページに移りまして、令和元年度むつ市水道事業損益計算書ですが、これは水道事業の経営成績を明らかにするために作成される計算書でありまして、当該期間に属する全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載して、それらの差額として当年度当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計上することとなっております。

まず、1の営業収益では、水道料金収入である（1）給水収益が主なものであります。

2の営業費用では、（1）の原水及び浄水費から（4）の総係費までの部門別経費及び減価償却費などが主なものであります。

次に、3の営業外収益では、一般会計からの繰入金である（3）負担金及

び補助金等で取得した固定資産の減価償却費等に係る（４）長期前受金戻入などが主なものであります。

次に、４の営業外費用は、（１）支払利息などが主なものであります。

この結果、営業利益に営業外費用を加えた経常利益に特別損失を加えた当年度純利益は、１億3,154万3,663円となりました。また、その他未処分利益剰余金変動額と当年度純利益を合わせた当年度未処分利益剰余金は、２億4,217万9,589円となりました。

損益計算書の対前年度比較につきましては、決算書の22ページ、タブレット端末は25ページの（３）事業収入に関する事項及び（４）事業費に関する事項を、また決算の総括的な概況につきましては、決算書の13ページ、14ページ、タブレット端末では16ページ、17ページを御覧いただきたいと存じます。

以上が令和元年度むつ市水道事業会計決算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで議案第84号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は認定することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午前11時42分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会決算審査特別委員会

委員長 白井二郎